

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成20年1月24日付け高人第186号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

### 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「平成18年度に本庁課長級以上で退職して再就職している者の再就職状況一覧表（退職者氏名・退職時役職名・再就職先名・再就職先役職名・自治体の紹介等の有無がわかるもの）」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

平成19年11月26日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同年12月4日に一部公開の決定をし、請求人に通知した。請求人は、実施機関の一部公開処分の取消しを求めて平成20年1月11日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

本件処分を取り消す決定を求める。

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

外郭団体への再就職情報は非公開で、市内部への再雇用・再任用の情報は、条例の例外規定に該当するということで公開になっている。

公開しない理由について、外郭団体への再就職情報が非公開なのは、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」とある。なぜ、外郭団体への再就職情報が、そのような理由で非公開になるのか理解できない。

これらの外郭団体は、当該外郭団体の基本財産、資本金などに占める市の出資金の割合が25%以上（100%に近い団体もある）であり、事実上、市の業務を行っている団体である。また、条例28条に出資法人等の情報公開ということでわざわざ規定を設けている背景を考えれば、市が積極的に情報公開を行っていくべきである。

さらに、他都市では、団体又は企業に再就職する場合における再就職の公平性、透明性を確保することが目的で再就職情報を公表している。

したがって、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ということが、事実上、市の業務を行っている外郭団体への再就職情報を開示することによって得られる公益性と比べて保護すべき利益が大きいとは言えない。

#### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

##### (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求対象行政文書は、平成18年度における退職者のうち、外郭団体への就職状況について、事務の都合上整理するために作成したものである。記載内容は、退職者名、年齢、退職年月日、退職時の補職名、就職先名、役職名、報酬月額、過去の就職者名、その役職等が記

載されている。

(2) 一部公開（非公開部分）について

退職職員に係る役職名等，氏名（生年月日），就職／市退職，退職時補職名等，報酬月額，年齢，後任者所属，後任者氏名について

本件行政文書は，職員の退職後の再就職先について整理するために作成した文書であり，そこに記載された役職名等は，公務員としての身分を有しない私人に関する情報であり，特定の個人を識別することができるほか，特定の個人を識別することができなくとも，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため，条例7条1号に該当し非公開としたものである。

なお，他市においては，いわゆる「天下り」による問題を未然に防ぐ目的により，市自らが，退職者の再就職に関する情報を公開しているところもあるため，今後，他市の状況を具体的に調査し，情報公開に向けた検討を進めていくこととしている。

## 5 異議申立人の意見書

実施機関の非公開理由書に対する異議申立人の意見書での主張は，次のとおりである。

平成20年2月12日総務部人事課から提出された理由書には，不服申し立ての理由に対する市の見解として，「公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。」とあるが，何をもって個人の権利利益を害するおそれがあると言っているのか分からない上，退職職員の再就職に関する情報が公開されている他の自治体において，そのような例はなく，この理由は破たんしている。

また，最後に「なお，他市においては，いわゆる『天下り』による問題を未然に防ぐ目的により，市自らが，退職者の再就職に関する情報を公開しているところもあるため，今後，他市の状況を具体的に調査し，情報公開に向けた検討を進めていくこととしている。」とあるが，これまでの非公開理由等と矛盾しており，情報公開に向けた検討を進めているのであれば，早急に公開すべきである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、高松市を退職した元職員(課長級以上)の外郭団体等への再就職した情報を記載したものである。実施機関の説明によると、元職員の再就職に関する行政文書は本件しか存在せず、自営業とか民間企業へ再就職した情報を記載したものは存在しないとのことである。ここでいう外郭団体とは、当該外郭団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金または出捐金の割合が25パーセント以上であり、かつ、市の出資または出捐の割合が最も大きい法人をいう。対象行政文書には16の団体名が記載され、その内、8つが前記外郭団体の定義に該当する。表組状態の本件対象行政文書は、過去に市の職員だった者でそれらの16団体に再就職した者の氏名、退職年月日および報酬月額等が記載されており、団体名以外は非公開とされている。また、平成18年度に高松市を退職した者の在職時の所属、氏名および職名が記載されている。この内、職名は公開され、所属と氏名は非公開とされている。実施機関が非公開とした部分は、いずれも特定の個人を識別できる情報であり、公務員の職務に関する情報ではなく個人に関する情報であるため、条例7条1号に該当し非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関の説明によると、平成19年度に課長級以上で退職した者の再就職状況は、公開要領を整備し、本人から情報収集した上で、ホームページにおいて公開することとしている。この場合は、情報公開条例上の個人に関する情報ではあるが、公にすることが予定されている情報に当たると解釈され、そうだとすると、ホームページに掲載された情報は、今後、行政資料として扱い、所定の手続きにより公開すべきである。

## 7 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 0 年 1 月 2 4 日	諮問書受付
平成 2 0 年 2 月 1 2 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 3 月 1 1 日	異議申立人から，非公開理由書に対する意見書受理
平成 2 0 年 5 月 3 0 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申